第67号議案

桶川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 第1条 桶川市職員の給与に関する条例 (昭和30年桶川市条例第9号) の一部を次のように改正する。
 - (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(期末手当)	(期末手当)
第17条の4 略	第17条の4 略
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、
100分の130を乗じて得た額に、基準日以	100分の125を乗じて得た額に、基準日以
前6箇月以内の期間におけるその者の在	前6箇月以内の期間におけるその者の在
職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、	職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、
当該各号に定める割合を乗じて得た額と	当該各号に定める割合を乗じて得た額と
する。	する。
3 再任用職員に対する前項の規定の適用	3 再任用職員に対する前項の規定の適用
については、同項中「 <u>100分の130</u> 」とあ	については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあ
るのは「100分の72.5」とする。	るのは「100分の72.5」とする。

- 第2条 桶川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。
 - (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(期末手当)	(期末手当)
第17条の4 略	第17条の4 略
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、
100分の125を乗じて得た額に、基準日見	以 <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日
前6箇月以内の期間におけるその者の在	E 以前6箇月以内の期間におけるその者の
職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、	在職期間の次の各号に掲げる区分に応
当該各号に定める割合を乗じて得た額る	じ、当該各号に定める割合を乗じて得た
する。	額とする。

については、同項中「<u>100分の125</u>」とあ については、同項中「<u>100分の127.5</u>」と るのは「100分の72.5」とする。

再任用職員に対する前項の規定の適用3 再任用職員に対する前項の規定の適用 あるのは「100分の72.5」とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3 年4月1日から施行する。

令和2年11月27日提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

人事院勧告等に準じて、職員の期末手当の支給割合を改定したいので、 この案を提出するものである。